

平成20年3月4日

各位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

変額個人年金保険「ランドマーク」の取扱開始について

中央三井信託銀行は、お客様の選択肢を広げるべく、変額個人年金保険の商品ラインアップを拡充することとし、平成20年3月5日（水）より全支店・出張所にて変額個人年金保険「ランドマーク（正式名称：一時払変額個人年金保険（目標到達時定額変更型）」（引受保険会社：三井生命保険株式会社）の取扱いを開始いたします。

「ランドマーク」の主な特徴は以下の通りです。

1 . 目標値の複数設定機能

ご契約時に運用の目標値を、115%、125%、135%の中から1つもしくは複数選択し、一時払保険料相当額（基準金額）を割り当てることができます。

2 . 運用成果自動確保機能

ご契約日から3年経過以降、積立金額が選択した目標値以上に到達した時点で、一般勘定で運用する定額年金保険に自動的に変更し、運用成果を確保します。自動変更された定額年金保険部分は、当初の据置（運用）期間満了まで据置いて年金にてお受取り、到達時点で一括してお受取り（定額年金部分の解約）一部一括受取（定額年金部分を一部解約し、残額を据置（運用）期間満了後に年金にてお受取り）することができます。

3 . 年金受取総額の100%最低保証

目標値に到達せず、据置（運用）期間（10年以上）満了を迎えた場合は、積立金額が一時払保険料相当額（基準金額）を下回っていても、確定年金を15年間受け取ることにより、年金受取総額で一時払保険料相当額が最低保証されます。

また、据置（運用）期間中に被保険者に万一のことがあった場合、運用実績にかかわらず、死亡保険金は一時払保険料相当額（基準金額）の100%が最低保証されます。

「ランドマーク」の商品概要につきましては別紙1を、留意点につきましては別紙2をご参照ください。当社では、今後とも商品ラインアップの拡充を図り、当社の強みである資産運用コンサルティング力によりお客様のニーズにきめ細かく対応してまいります。

以上

「ランドマーク」商品概要

一時払変額個人年金保険（目標到達時定額変更型）

		取扱内容									
全 般	被 保 険 者 の 契 約 年 齢	0～75歳（満年齢）									
	契 約 形 態	契約者と被保険者の続柄は、本人・配偶者・2親等以内の血族となります。									
	一時払保険料（基準金額）	200万円～5億円以下（1万円単位）									
	被保険者通算最高保険料	5億円以下									
	増 額	取扱いません。									
	解 約	取扱います。なお、解約返戻金額には最低保証はありません。									
	ク ー リ ン グ ・ オ フ	取扱います。（申込日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除が可能）									
運 用	据 置（運 用）期 間	10～30年（年金開始年齢が90歳まで）									
	運用期間の延長・短縮	取扱いません。									
	特 別 勘 定 （ 基 本 配 分 比 率 ）	バランスファンド1本 (投資信託の名称：中央三井VAバランス株式40)									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>国内株式</th> <th>外国株式</th> <th>国内債券</th> <th>外国債券 (為替ヘッジあり)</th> <th>外国債券 (為替ヘッジなし)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	国内株式	外国株式	国内債券	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国債券 (為替ヘッジなし)	20%	20%	20%	20%
国内株式	外国株式	国内債券	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国債券 (為替ヘッジなし)							
20%	20%	20%	20%	20%							
年 金	運用期間中の受取機能	一部解約を取扱います。									
	最 低 保 証	15年確定年金により、年金受取総額で元本（一時払保険料相当額）と同額以上を保証します。（年金原資額で一時払保険料相当額の95%を最低保証）									
	後継年金受取人の指定	取扱います。									
	遺族後継年金支払特約	取扱います。									
目 標 設 定	指 定 割 合	基準金額の115%・125%・135%の中から、1～3つをお選びいただけます。（「設定しない」「契約後の変更」は、不可。）									
	移行日（定額年金変更日）	ご契約3年経過後									
	判 定	（ご契約3年経過後）毎日									
	年 金 開 始 日	指定した運用期間経過後となります。（目標値到達時は、目標に到達した部分を災害保障付定額年金保険に変更し、指定した運用期間満了日まで一般勘定で運用いたします。）									
保 険	死 亡 給 付 金	年金開始日前に被保険者が死亡された場合、以下の合計額を支払います。 （特別勘定運用部分）...「死亡日における積立金額」と「死亡した日の基準金額」のいずれか大きい方の金額 （災害保障付定額年金保険部分）...死亡日における責任準備金相当額									
	災 害 死 亡 給 付 金	「死亡日における基準金額の10%」および「死亡日末における災害保障付定額年金保険の責任準備金相当額の10%」を加算									
	配 偶 者 契 約 継 続	取扱いません。									
	遺 族 年 金 支 払 特 約	取扱います。									
諸 費 用	契 約 初 期 費 用	一時払保険料の4%									
	保 険 契 約 関 係 費 用	積立金に対して年率2.50% 災害保障付定額年金保険に変更された部分の責任準備金に対して年率0.21%									
	資 産 運 用 関 係 費 用	積立金に対して年率0.294%（税込）									
	解 約 控 除 率	ご契約後3年未満は解約控除があります。 （経過年数1年未満...積立金額×3.0%、2年未満...積立金額×2.0%、3年未満...積立金額×1.0%）									
	年 金 管 理 費	受取年金額に対して1%									

この保険のリスクと費用

<この保険のリスクについて>

この保険は、国内外の株式、債券等で運用しており、運用実績が積立金額や将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。

<お客様にご負担いただく費用について>

この保険では、「契約初期費用」「保険契約関係費用」「資産運用関係費用」「年金管理費」の合計額をお客様にご負担いただきます。また、特定のお客様にかかる費用として「解約控除」があります。

すべてのお客様にご負担いただく費用

契約初期費用：一時払保険料に対して **4%**

保険契約関係費用：【特別勘定で運用されている部分】

積立金額に対し **年率2.5%**

【災害保障付定額年金保険へ変更された部分】

責任準備金額に対して **年率0.21%**

資産運用関係費用：投資信託資産総額に対して **年率0.294%**（消費税抜0.28%）

その他お客様にご負担いただく費用としては、信託事務の費用、投資信託の監査費用、有価証券やデリバティブ取引の売買委託手数料および売買に伴い支払義務が生ずる税金、ならびに特別勘定において借入を行った場合の借入利息がかかります。これらの費用や税金はその発生前に金額や割合を確定することが困難なため、年率等で表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、ユニット価格に反映することとなります。したがって、お客様にはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。

年金管理費：受取年金額に対して **1%**

特定のお客様にご負担いただく費用

契約日から3年を経過する前に解約・一部解約(減額)された場合には、積立金について所定の割合の控除(解約控除)があります。

解約控除額 = 解約日の積立金額 × 解約控除率

<解約控除率>

経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満
解約控除率	3%	2%	1%

経過年数：契約日から解約日までの年数